

平成26年6月30日

写)

貿易管理部 中山部長殿
安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、草刈係長殿
安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿、鈴木上席審査官殿

一般財団法人安全保障貿易情報センター
素材専門委員会先端材料関連分科会
主査 田中 力

運用通達5の項「貨物等省令第4条第十一号ニ（一）中のモノマー」の解釈削除について（要請）

輸出貿易管理令別表第1の5の項（12）には、電子機器の冷媒用に使用することができる液体が規定されております。この液体は、軍事用コンピュータなど演算負荷による多量の発熱が避けられないハイスペックコンピュータの制御基板等を冷却するためのものとして、国際管理レジームの合意に基づき、国内法で規制対象とされたものと認識をしております。

国際管理レジームにおける具体的な規制対象物質として、パーフルオロアリファティックエーテルの単量体（モノマー形態）が挙げられておりますが、我が国においては運用通達解釈の規定により、モノマー形態に加え、オリゴマー（ポリマー形態のものの中で低分子量のもの）も規制対象とされております。

ポリマー形態のパーフルオロアリファティックエーテル（パーフルオロポリエーテルと呼ばれる、以降 PFPE と表記）は、代表的なふっ素系オイルとして我が国産業界においては3社が製造・販売を行っており、直接或いは間接に海外へ輸出されているところではありますが、これらは電子機器の冷媒用として望ましい性質を有さないため、該用途向けに市場に流通しているものではありません。

我が国の PFPE の輸出規制については、1997年当時、法的には単量体（モノマー形態）のもののみが規制対象となっておりますが、「単量体（モノマー形態）のもののみならず、ポリマー形態のものであっても規制対象貨物とするように」との御省のご指導があり、メーカー毎に個別具体的に規制対象範囲を示して頂きました。以来今日まで、我が国産業界では PFPE についてその指導内容を継承し、実態は単量体（モノマー形態）ではないものの、「該当品」として管理を続けてきております。

しかし、国際管理レジームで合意された内容とそれに基づく他国の規制実態を鑑みれば、単量体（モノマー形態）に加えてポリマー形態まで規制している国は我が国以外にはなく、我が国で該当品として判定されている PFPE は欧米においては非該当品であり、明らかに国際競争においてハンディキャップを背負っているのが現状であります。

改めて、かかるハンディキャップの解消に向けて、パーフルオロアリファティックエーテルの規制対象範囲がレジーム同様に単量体（モノマー形態）に限定されるよう、別表1 解釈「省令第4条第十一号ニ（一）中のモノマーに低重合体（オリゴマー）を含む」の削除を本年度のリスト改正に盛り込んでいただきたく宜しくご検討をお願い申し上げます。

添付資料

1. 外為法関係条文
2. 国際管理レジーム（ワッセナーアレンジメント）の関係条文
3. 米国輸出管理規則の関係条文

添付資料1 外為法関係条文

5の項 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

(12) 冷媒用に使用することができる液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの

第4条 第十一号 作動油若しくは潤滑剤として使用することができる液体若しくは材料又は振動防止用若しくは冷媒用に使用することができる液体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 省略

ロ 省略

ハ 省略

ニ 電子機器の冷媒用に使用することができる液体であつて、フルオロカーボンからなるものうち、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 次のいずれかに該当する物質の含有量の合計が全重量の85パーセント以上のもの

- 1 パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー
- 2 パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー
- 3 パーフルオロアルキルアミン
- 4 パーフルオロシクロアルカン
- 5 パーフルオロアルカン

(二) 次の1から3までのすべてに該当するもの

- 1 25度の温度における密度が、1ミリリットル当たり1.5グラム以上のもの
- 2 零度の温度において液体のもの
- 3 ふっ素の含有量が全重量の60パーセント以上のもの

解釈

貨物等省令第4条第十一号二(一)中のモノマー

低重合体(オリゴマー)を含む。

添付資料2 国際管理レジーム（ワッセナーアレンジメント）の関係条文

1. C. 6. d. Fluorocarbon electronic cooling fluids having all of the following:
 1. Containing 85% by weight or more of any of the following, or mixtures thereof:
 - a. Monomeric forms of perfluoropolyalkylether-triazines or perfluoroaliphatic-ethers;
 - b. Perfluoroalkylamines;
 - c. Perfluorocycloalkanes; or
 - d. Perfluoroalkanes;
 2. Density at 298 K (25°C) of 1.5 g/ml or more;
 3. In a liquid state at 273 K (0°C); and
 4. Containing 60% or more by weight of fluorine.

Note 1.C.6.d. does not apply to materials specified and packaged as medical products.

1C006 Fluids and lubricating materials, as follows (see List of Items Controlled).

License Requirements

Reason for Control: NS, AT

Control(s) Country Chart

(See Supp. No. 1 to part 738).

NS applies to entire entry NS Column 2

AT applies to entire entry AT Column 1

List Based License Exceptions (See Part 740 for a description of all license exceptions)

LVS: \$3000

GBS: Yes for 1C006.d

CIV: Yes for 1C006.d

d. Fluorocarbon electronic cooling fluids having all of the following:

d.1. Containing 85% by weight or more of any of the following, or mixtures thereof:

d.1.a. Monomeric forms of perfluoropolyalkylether- triazines or perfluoroaliphatic-ethers;

d.1.b. Perfluoroalkylamines;

d.1.c. Perfluorocycloalkanes; *or*

d.1.d. Perfluoroalkanes;

d.2. Density at 298 K (25°C) of 1.5 g/ml or more;

d.3. In a liquid state at 273 K (0°C); *and*

d.4. Containing 60% or more by weight of fluorine.

Note: *1C006.d does not apply to materials specified and packaged as medical products.*